

令和5年3月

講習を受講される皆様へ

建設業労働災害防止協会福島県支部

受講における新型コロナウイルス感染症予防対策
及びマスク着用の取り扱いについて

令和5年2月10日付けで、新型コロナウイルス感染症対策本部の決定による「マスク着用の考え方の見直し等について」が示され、令和5年3月13日以降のマスクの着用は、利用会場等からマスク着用の要請があった場合を除き、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることといたしました。ただし、講習内容によってはマスク着用をお願いする場合があります。

なお、下記については当面従来通り実施致しますので、引き続きご協力お願いいたします。

記

1 講習前までの対応

- ① 咳、くしゃみ、鼻水、発熱、味覚異常など、風邪、又は新型コロナウイルスの感染が疑わしい症状がある場合は受講できません。
その際は必ず当支部へ連絡をお願いいたします。
なお、受講料の返金は、新型コロナウイルスによる場合で、講習会当日の開始時刻までに連絡があった方のみといたします。
- ② 濃厚接触者の方に対しても①と同様の対応とさせていただきます。

2 講習当日の対応

- ① 受付において、体温測定の実施と症状等の有無についてお尋ねいたします。
体温が37.5度以上、または体調不良等がある場合は受講をお断りまたは受講途中での退出をお願いする場合があります。
なお、原因が新型コロナウイルスによる場合は、受講料は返金いたします。
- ③ 入り口に消毒液を置きますので、入室時には必ず手指の消毒をお願いいたします。

3 実施会場について

- ① 実施会場等から感染予防対策の要請があった場合は別途対応いたします。
- ② 休憩時は窓を開放し換気いたします。

以上、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

建設業労働災害防止協会福島県支部

電 話 024-522-2266

メール info@kensaibou-fukushima.jp